

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

この制度は、国及び東京都の補助を受けて、東京都社会福祉協議会（以下「東社協」）が実施する公的な貸付制度です。

東京都及び東京都内区市（以下「区市等」）が実施する母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」）の支給を受ける方が対象です。

訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」）を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に東京都内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業継続をした場合には、申請によって返済が免除されます。

1 貸付対象者

《具体的には》

▶20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件の全てを満たす方が対象者となります。

- ①東京都内の区市等が実施する訓練促進給付金の支給を受ける方（支給決定した方）
- ②⑦にある免除要件に該当し、返済免除となる見込みがある方

※訓練促進給付金の対象資格については、お住まいの区市等の給付窓口にご確認ください。

《貸付対象外となる場合》 ※貸付後も、下記に該当する場合は返済となりますのでご注意ください。

- 養成機関修了後、東京都外で就労する場合
- 入学準備金の申請者が、養成機関修了時まで訓練促進給付金の対象でなくなる場合
例）再婚によりひとり親でなくなる／在学中に子が20歳になり訓練促進給付金対象でなくなる等
- 入学準備金と下記資金の併用はできません。貸付後に判明した場合は返済となります。
「介護福祉士等修学資金貸付金」「保育士修学資金貸付金」「一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」
- 猶予期間の就労について、1週間の所定労働期間が20時間未満である場合
※猶予期間中は、「連続して週20時間以上の就労」が必須です。併せて、このことを証明する書類の提出が必要です。
（雇用形態は問いません）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯である場合
※その他の理由においても審査の結果、貸付対象外となることがあります

2 貸付資金の内容

資金種類	貸付対象者	資金用途	貸付額
入学準備金	訓練促進給付金の支給を受ける方 ※「一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」等を受給している場合は対象外です。	養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充当する費用等	500,000円以内
就職準備金	訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方 ※修了かつ資格取得日から1年以内に就職した場合に限る。	就職にあたり必要な費用（転居費用、被服費、通勤に要する費用等）等	200,000円以内

※貸付金の交付は入学後・就職後になります。

3 貸付利率

連帯保証人を立てた場合、貸付利率は無利率です（連帯保証人なしの場合は、返済債務の履行猶予期間経過後は年1.0%となります）。

4 貸付資金の申込みについて

- 借入れ申込みのできる方は、①の貸付対象者に該当する方です。
- 申請期限は下記のとおりです。

入学準備金	養成機関に入学した日から3か月以内 ※入学前から申請が可能です。6月30日を過ぎて申請される場合は、入学式の日付が確認できる書類を提出してください。
就職準備金	養成機関の課程を修了し、資格を取得し、就職が決定した日から3か月以内

- 訓練促進資金の借入れ窓口（書類提出先）は、お住まいの地域の区市町村社会福祉協議会（以下「区市町村社協」）です。
- 区市等での訓練促進給付金の相談時の情報を、訓練促進資金の借入れ窓口となる区市町村社協との間で情報共有することがあります。情報共有についてご承諾いただきます。
- 連帯保証人を立てる場合は、無利子となります。連帯保証人は返済終了まで変更できません。

〈連帯保証人の要件〉

- *65歳未満で、借入申込者と別生計、別世帯で、借受人に代わって返済する能力のある方
- *東社協が債権者である貸付制度の連帯保証人になっていない方
- *連帯保証人になると、返済が完了又は免除されるまで本会が債権者である貸付制度はご利用になれません。

- 要件を満たす連帯保証人が立てられない場合は、貸付利率は1.0%となります。
- 入学準備金については「一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」との併給はできません。
※本資金貸付後に上記の給付金を申し込み、決定となった場合は本資金を返金していただきます。
- 入学準備金、就職準備金のいずれかのみ借り入れることもできます。他の貸付制度※との併用も可能ですが、借入れの必要性、返済にあたって将来の収支計画等を十分にご理解いただいたうえでご利用ください。
※「介護福祉士等修学資金貸付金」や「保育士修学資金貸付金」等、趣旨を同じくする公的な貸付けを除く
- 申請時には、以下の書類が必要です。その他にも追加で書類の提出が必要な場合があります。

《申請時に必要な書類》※この他にも書類の提出を求める場合があります。

- ▶ 共通書類
 - ・借入申込書類チェックリスト
 - ・借入申込書
 - ・住民票（マイナンバーは記載しないこと。発行から3か月以内で、世帯員全員が記載されているもの。）
 - ・必要な資金の内容（使途）がわかる書類（下記参照）
- ▶ 入学準備金
 - ・訓練促進給付金事前相談終了証明書〔給付金支給決定前の申請の場合〕
※区市等によって書式名称は異なる場合があります。
 - ・訓練促進給付金の決定通知の写し〔給付金支給決定後の申請の場合〕
 - ・養成機関入学が確認できる書類（合格通知等）の写し
 - ・養成機関入学にあたり必要な費用（入学金等の納付金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充当する費用）が確認できる書類の写し
- ▶ 就職準備金
 - ・養成機関の発行する修了証等の写し
 - ・資格取得、登録したことが証明できる書類の写し
 - ・修了支援給付金の決定通知の写し（区市等が発行したもの）
 - ・就業開始が確認できる書類（採用通知、雇用条件書等）の写し
※ただし、東京都内で就職し、週20時間以上、資格を活かした業務であることが確認できるもの
 - ・就職にあたり必要な費用（転居費用、被服費、通勤に要する費用等）が確認できる書類の写し

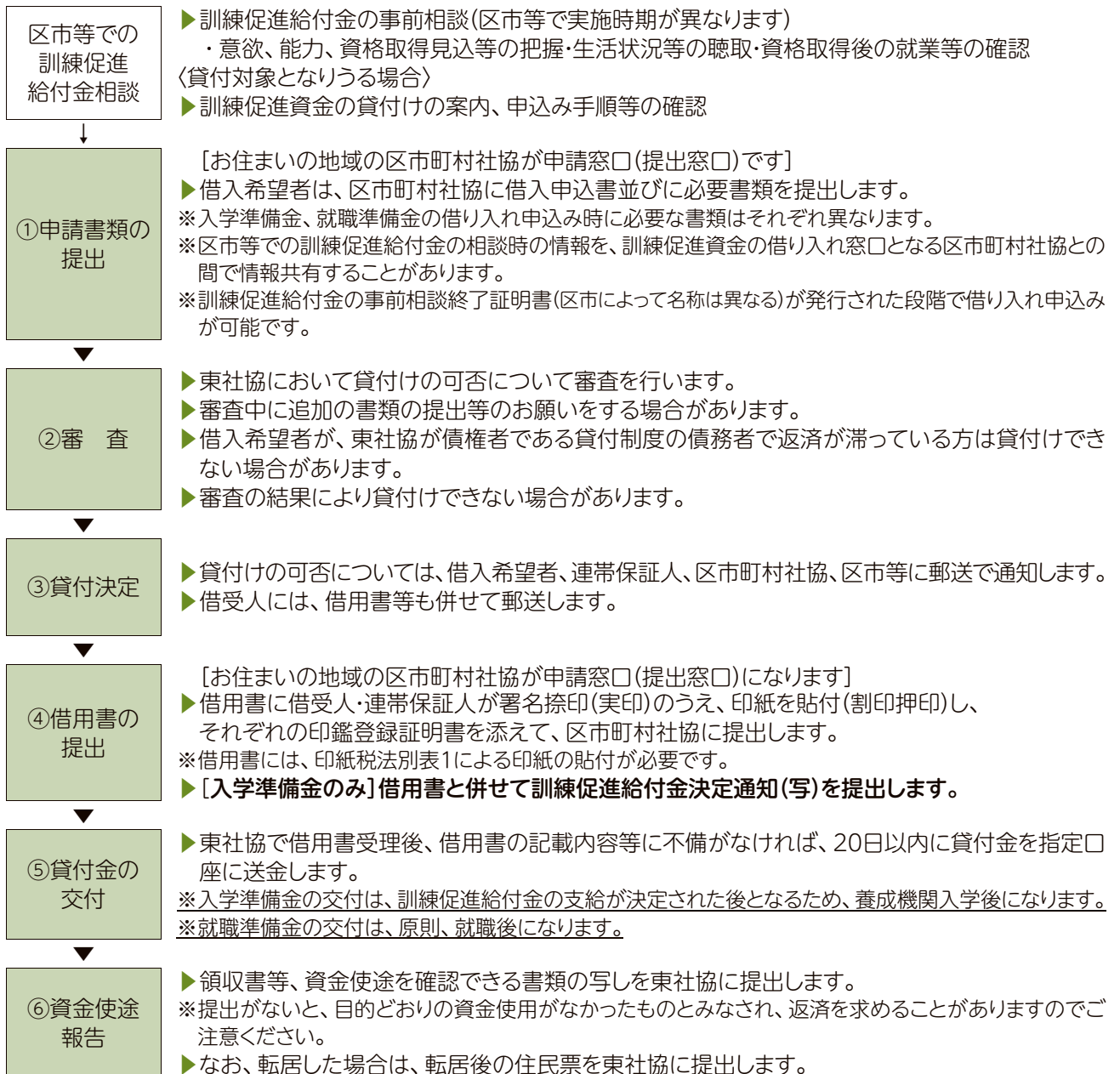
《貸付決定後に必要な書類》

- ・借入申込者、連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定後、借用書提出時に発行から3か月以内のもの）
※借用書には、印紙税法別表1による印紙の貼付が必要です。

《申請に当たっての注意事項》

- 具体的な借り入れ資金使途は、制度の趣旨に照らして個別に審査します。なお、審査によって貸付けが不承認となることもあります（不承認理由は開示しません）。
- 資金交付後、申請に不正が認められたり、借り入れ目的に反する資金使用が確認された場合は、借受人に対して資金の一括返済を求めます。

5 借入れ相談(申請)から資金交付(送金)まで



6 返済について

- (1) ご返済は、月賦返済となります。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由を除き、「養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に東京都内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業継続」(※)しなかった場合は、その事由が生じた月の翌月から返済期間に入ります。いずれの資金も返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子(年利5%)が発生します。
※ 資格取得は都内の養成機関には限りませんが、就労は都内に限ります。
- (3) 本資金の返済にあたっては、東社協がご相談にあたります。返済期間中は借受人及び連帯保証人あてに「返済残額のお知らせ」等の書類を送付します。完済すると、「返済完了のお知らせ」を発行し、借受人に借用書をお返します。
- (4) 返済期間中に、病気や失業等により、計画どおりの返済が難しくなった場合には、必ず、東社協にご相談ください。
- (5) 何のご連絡もなく、一定期間を超えて滞納された場合は、「督促状」の発行のほか、必要に応じ訪問や面接の実施などの対応をします。悪質と判断される場合は法的措置をとることもあります。

◀返済期間等▶

資金種類	返済期間	備考
入学準備金	5年(60月)以内	養成機関修了後、就労中は申請により返済を猶予します。 ※その他、申請により返済を猶予できる場合があります。
就職準備金	2年(24月)以内	

7 返済の免除について

- (1) 養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に東京都内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事※し、5年間就業継続した場合は、申請により返済債務額が全額免除されます。
※1週間の所定労働時間が20時間以上であること。雇用形態は問いません。
- (2) 返済免除までの期間は、生活状況の確認とあわせて、修学の継続又は就業の継続状況の確認書類を提出いただきます。この提出がないと、免除は認められません。また、必要に応じて、東社協が求める書類等を提出いただくことがあります。
- (3) 上記(1)の要件に満たない場合でも、やむを得ない事由により就業を継続できなかった場合に、申請により返済債務額の全部または一部を免除できる場合があります。
- (4) 転居や退学、転職、退職など状況に変化があった場合は、必ず東社協にご連絡ください。
- (5) 在学中・在職中の諸届についてはご自身で毎年5月末までに猶予の書類を提出いただきます。提出期限を過ぎると返済になりますのでご注意ください。詳しくはリーフレット「貸付資金の交付から返済免除までの手続きについて」をご確認ください。
- (6) 返済免除が決定した場合には、借用書はお返ししません。また、免除された金額は原則として一時所得の扱いとなりますので、各自ご確認のうえ、確定申告等の必要な手続きを行ってください。

借り入れ申し込み先 東京都 区市町村社会福祉協議会一覧

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
千代田区社会福祉協議会	03-3265-1901	葛飾区社会福祉協議会	03-5698-2457	東久留米市社会福祉協議会	042-420-9294
中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-5557	武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
港区社会福祉協議会	03-6230-0282	八王子市社会福祉協議会	042-620-7282	多摩市社会福祉協議会	042-373-5622
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541	立川市社会福祉協議会	042-503-4308	稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
文京区社会福祉協議会	03-3812-3040	武蔵野市民社会福祉協議会	0422-23-0701	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108	あきる野市社会福祉協議会	042-533-3548
墨田区社会福祉協議会	03-3614-3902	青梅市社会福祉協議会	0428-22-1233	西東京市社会福祉協議会	042-497-5071
江東区社会福祉協議会	03-3647-1898	府中市社会福祉協議会	042-360-9996	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
品川区社会福祉協議会	03-5718-7171	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
目黒区社会福祉協議会	03-3711-4995	調布市社会福祉協議会	042-481-7693	檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
大田区社会福祉協議会	03-3736-2026	町田市社会福祉協議会	042-722-4898	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
世田谷区社会福祉協議会	03-3419-2611	小金井市社会福祉協議会	042-386-0295	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	小平市社会福祉協議会	042-344-1217	利島村社会福祉協議会	04992-9-0018
中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	日野市社会福祉協議会	042-586-3063	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
杉並区社会福祉協議会	03-5347-3134	東村山市社会福祉協議会	042-394-6333	神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
豊島区民社会福祉協議会	03-6388-0055	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8311	三宅島社会福祉協議会	04994-8-5888
北区社会福祉協議会	03-3907-9494	国立市社会福祉協議会	042-575-3226	御蔵島社会福祉協議会	04994-8-2508
荒川区社会福祉協議会	03-3802-3155	福生市社会福祉協議会	042-552-2121	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
板橋区社会福祉協議会	03-3964-0556	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	青ヶ島村社会福祉協議会	04996-9-0111
練馬区社会福祉協議会	03-3991-5560	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012	小笠原村社会福祉協議会	04998-2-2486
足立区社会福祉協議会	03-3880-5740	清瀬市社会福祉協議会	042-495-5333		

貸付制度に関する 問い合わせ先

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 担当
 Tel 03-3268-7189 Fax 03-3235-5979